

消臭剤（亜硝酸系）（単価契約）仕様書

1 品名 消臭剤（亜硝酸系）（単価契約）

2 用途 脱水ケーキの消臭剤

3 数量、規格及び効能等

- (1) 同等品の可否の欄に「○」とあり、例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。
- (2) 同等品の可否の欄に「—」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。）

内訳	品名	規格及び効能	発注予定数量	単位	同等品の可否
1	消臭剤 (亜硝酸系)	ア 外観：淡黄色透明の液体 イ 臭い：無臭 ウ 水への溶解度：任意溶解すること。 エ 使用薬剤：1 剤で効果のあるもの。 オ 主要成分：塩素及び金属を未使用の亜硝酸系（無機窒素化合物系） カ 効果：脱水ケーキに噴霧後、硫化水素濃度が 10 ppm 未満となること。 キ 安全性：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）（PRTR 法）に定める「第一種指定化学物質」に該当する物質を含まないこと。 ク その他：成分に起因して東広島浄化センターの設備を損傷しないこと。	26, 260	kg	×

(3) 基準品 ※基準品の内容が上記規格の付属品を満たしていない場合は付属させること。

内訳	メーカー・品番等		
1	無臭元工業株式会社 無臭元 W004-FZ	ドリコ株式会社 シュカッターFA	ゲンブ株式会社 アメニクリーン

4 発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限は発注予定数量の 8 割とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

5 契約単価等

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合
入札書記載の単価とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合
入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

6 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

7 納入場所

東広島浄化センター 汚泥処理棟（東広島市西条町田口 10100 番地 1）

8 納入期限

納入日は発注者と受注者で協議の上決定すること。ただし、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する休日を含めない。（午前8時30分から午前12時の間に納入すること。）

9 納入方法等

1回当たり 2,000 kg 程度の、1 m³ コンテナ（又はタンク）に入った薬品をトラックに積載して搬送し、納入場所に設置する薬品タンクの内、納品用ホースで発注者が指示するタンクへ納入品を投入する。

なお、納入場所に設置する薬品タンクへの投入前に、発注者及び受注者両者で持ち込みコンテナ（タンク）の数量を確認後、納入場所に設置する既存タンク内の納入前後の量を確認し、発注者へ納品書を提出すること。

10 提出書類

- (1) 契約締結後 10 日以内
メーカーからの出荷確約書、安全データシート（SDS）
- (2) 契約締結後 30 日以内
連続硫化水素測定機、噴霧装置、薬品移送用ポンプ、薬品タンク及び予備タンクの設置報告書
- (3) 納入時
納品書、計量伝票、品質検査書（分析試験成績表等。メーカーによる試験成績でも可）
- (4) 四半期ごと
連続硫化水素測定機の測定結果報告書（四半期ごとに1か月程度の連続硫化水素測定機データを採取し、薬品の効果確認等を行った報告書）

11 支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の末日以降に当該履行部分に当たる代金を次のとおり請求することができる。

- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合
契約単価に月間履行数量（kg）の合計を乗じて計算した金額に、その金額の100分の10に相当する金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額とする。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合
契約単価に月間履行数量（kg）の合計を乗じて計算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

なお請求書には、納入ごとの納入月日、数量、単価及び請求ごとの合計金額、消費税の適用税率、消費税の金額等、請求の根拠となる内訳を記載すること。

12 受注者による薬品注入設備の設置

薬品注入設備は受注者が用意するものとし、受注者は契約締結後、初回の納入日までに発注者と協議のうえで定めた場所に以下の薬品注入設備を設置すること。また契約期間終了後は受注者が薬品注入設備を撤去すること。

ア 薬品タンク 1 m³×2台又は2 m³×1台及び予備タンク 200 リットル×1台
(幅 3,000mm、高さ 1,600mm、奥行 1,400mm の設置場所に設置できること。)

イ 薬品移送用ポンプ

ウ 納入物を脱水ケーキに噴射するための噴霧装置

エ 連続硫化水素測定機 1台

なおウについて、脱水ケーキホッパは2基あるため、双方のホッパに噴霧できる設備とすること。

13 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係

TEL 082-420-0403 (直通)

FAX 082-420-0404